【別紙】

１　当事者の概要

⑴　申立人組合は、肩書地に事務所を置く個人加盟のいわゆる地域合同労働組合である。

⑵　被申立人法人は、江東区から受託する文化及びコミュニティに関する事業を行う公益財団法人である。

２　事件の概要

⑴　被申立人法人の職員として勤務するＡ１は、平成29年４月、法人の定期人事異動により、Ｂ１事業所からＢ２事業所に異動となったが、令和２年９月、休職となった。11月、組合、Ａ１及び法人の三者間で話合いが行われ、Ａ１は、12月１日付けでＢ１事業所に異動となって復職した。

⑵　４年４月、Ａ１が休職となった当時のＢ２事業所の所長であったＺ１がＢ１事業所にその所長として異動となったところ、11月、Ａ１は、再び休職となった。12月以降、組合は、法人に対し、Ｂ１事業所からその所長であるＺ１を異動させることを要求して、団体交渉を行った。また、５年５月18日以降、組合は、Ｂ１事業所からその所長であるＺ１を異動させることができないのであればＡ１を異動させるよう要求し、法人と団体交渉を行い、当委員会に対してあっせんの申請を行った。

三者面談を経て、６年３月19日、法人は、Ａ１に対してＢ２事業所への異動を内示し、４月１日、Ａ１は、Ｂ２事業所で復職した。

⑶　８月１日、組合は、法人に対し、法人が頑なにＢ１事業所への復職にこだわり、Ａ１の異動を認めなかったことによりＡ１の休職期間が延長となったなどとして、Ａ１が被った不利益の回復を求める旨などを記載した要求書（以下「本件要求書」という。）を送付するとともに、本件要求書に記載した事項（以下「本件要求事項」という。）に関する団体交渉を申し入れた（以下「本件団体交渉申入れ」という。）。

８月７日、法人は、本件要求事項を議題とする団体交渉には応じられない旨を書面で回答し、８月９日にも、本件要求事項には応じない旨を書面で回答した。

⑷　本件は、組合の本件団体交渉申入れに対し、法人が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否かが争われた事案である。

３　主　文　＜全部救済＞

⑴　組合が、令和６年８月１日付けの「要求書」に係る団体交渉を申し入れたときは、要求事項に関する法人の見解及びその理由を具体的に説明するなどして誠実に応じること。

⑵　文書交付（要旨：組合が令和６年８月１日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったことが不当労働行為であると認定されたこと。今後、このような行為を繰り返さないように留意すること。）

⑶　上記⑵の履行報告

４　判断の要旨

組合の本件団体交渉申入れに対し、法人が応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるか否か。

⑴　組合は、Ａ１がＢ２事業所で復職した令和６年４月１日の４か月後となる８月１日に、本件要求事項（法人が主治医の意見を無視して異動を認めなかったためにＡ１が被った不利益の回復、組合がＡ１のＢ２事業所への異動を要求した５年５月18日以降の期間についてのＡ１の給与の差額と当該期間相当の賞与の支払、昇給を実施した上での昇給後の給与と賞与の支払、上記期間について勤続期間からの除算を行わないこと、５年５月18日以降の期間について除算した場合と除算しなかった場合の退職までの賃金、賞与及び退職金のシミュレーション並びにそれぞれの金額の提示）を議題とする本件団体交渉申入れを行った。

これに対し、法人は、８月７日付けの回答書において、職員個々人の人事異動に関しては、

法人固有の管理運営事項であり、団体交渉の対象として取り扱っていないとして、本件要求事項についての団体交渉には応じない旨を回答し、８月９日付けの回答書においても、休職者の給与については、適正に支給しており、勤務実績のない給与との差額を支払う必要性はないので要求には応じない、組合が求めるシミュレーションの提示にも応じないなどと記載し、本件要求事項に応じない旨を回答している。

⑵　法人は、本件要求事項について、過去の法人による職員の復職の判断が誤りで不法行為に当たるとの評価に基づく損害賠償請求にほかならず、また、復職先の選定及び管理職の配置は人事権の行使として法人の管理運営事項に属するものであるなどとして、労働条件そのものに該当する事項又は労働条件と密接に関連する事項のいずれにも該当せず、義務的団体交渉事項に該当しない旨を主張する。

しかしながら、仮にＡ１個人が訴訟を提起して本件要求事項を訴求した場合に法人が主張するような請求の構成が採られる可能性があり、また、休職中の職員の復職先の選定につきその上司となる管理職の配置を含めて法人の組織運営に関する事項として法人に裁量があるとしても、団体交渉における組合の要求としての本件要求事項それ自体は、実際の休職期間に比して早期に復職し得た場合との比較におけるＡ１の賃金、賞与、昇給及び退職金の支給額の計算上の不足分ないし減少分の支払等並びにそれらの計算内容の提示という組合員の労働条件に関わる事項（賃金、賞与、昇給及び退職金に関する事項）である以上、本件要求事項が義務的団体交渉事項に該当しないということはできない。

⑶　また、法人は、過去３回の団体交渉及び２回のあっせん期日において、法人の権限の範囲において提示し得る可能な限りの配慮措置を提示し、誠実に協議を行ってきたが、組合はこれらを全て拒絶したのであり、本件要求事項については、実質的に議論が尽くされており、団体交渉が継続する余地がなくなっていたのであるから、本件団体交渉申入れに応じなかったことには正当な理由がある旨を主張する。

確かに、法人は、組合との間で３回の団体交渉に応じた後、当委員会のあっせん手続にも応じており、これらの中で、対人関係への配慮として座席配置の変更とパーテーションの設置やＺ１への指導改善等の措置を提示し、三者面談等の手続を経て最終的には復職先についての組合の要求とＡ１の希望を受け入れてＡ１の復職を実現させるなど、相応の対応を行ってきたことが認められる。

しかしながら、本件要求事項は、実際の休職期間に比して早期に復職し得た場合との比較におけるＡ１の賃金、賞与、昇給及び退職金の支給額の計算上の不足分ないし減少分の支払等並びにそれらの計算内容の提示を内容とするものであるところ、過去３回の団体交渉における協議事項は、Ａ１の復職に当たってＺ１を異動させることの可否又はＡ１を異動させることの可否といったＡ１を復職させるための人員配置や環境整備の在り方であったものであり、また、組合が５年９月19日付けで申請したあっせんにおけるあっせん事項も、Ａ１の復職のための条件整備であった。

したがって、本件要求事項に関する本件団体交渉申入れは、過去３回の団体交渉及びあっせん手続の経過並びに６年４月１日のＡ１の復職を踏まえたその後の新たな要求事項に係る団体交渉の申入れであったとみるのが相当である。そして、過去３回の団体交渉及びあっせん手続それ自体は、Ａ１の復職前に行われたものであり、Ａ１の復職後に組合との間の団体交渉は一度も行われていないのであるから、本件要求事項に関しては、過去３回の団体交渉及びあっせん手続において議論がされていたといえるものではなく、本件団体交渉申入れ以前の団体交渉及びあっせんの経緯をもって法人がその申入れを拒否したことに正当な理由があったということはできない。

⑷ア　法人は、本件要求事項に対し、前述のとおり、８月７日付けの回答書及び８月９日付けの回答書において、組合の要求に応じられない理由を回答している。これらの回答書の記載内容及び上記⑶のとおりＡ１の復職について法人が組合との過去３回の団体交渉やあっせん手続及びその後の三者面談等を通じて相応の対応を行ってきた従前の経緯等に照らすと、組合の要求とＡ１の希望に沿った復職の実現後に、Ａ１の復職に至るまでの法人

の過去の対応に対する不満を契機として、組合がＡ１のＢ２事業所への異動を要求した時点以降の休職期間について、その時点で直ちに復職し得た場合と全く同等の賃金、賞与、昇給及び退職金との比較における支給額の計算上の不足分ないし減少分の支払等をそれらの計算内容の提示を含めて新たに求めた本件要求事項の内容は、法人にとって受け入れ難いものであったことがうかがわれる。

イ　しかしながら、仮に、労働組合の要求事項の内容が使用者にとって受け入れ難いものであり、使用者がその要求事項に応じることが困難な場合であっても、義務的団体交渉事項について労働組合から団体交渉の申入れを受けた使用者としては、単に要求事項に応じられない旨及びその理由を書面で通知するにとどまらず、団体交渉の場において、労働組合からの要求事項に対する自らの見解及びその理由を具体的に示すなどして十分な説明を尽くすことが求められているものというべきである。

本件において、法人は、本件団体交渉申入れに対し、前記⑴のとおり書面をもって組合の本件要求事項には応じられない旨及びその理由を通知したのみで、組合が求める本件要求事項に関する団体交渉の開催に一切応じていないところ、本件団体交渉申入れ以前の団体交渉及びあっせんの経緯等につき、本件団体交渉申入れに係る団体交渉の実施を困難ならしめるような組合の対応や言動等の事情があったとは認められず、他にそのような事情を認めるに足りる疎明もない以上、本件要求事項の内容に係る上記アの事情を勘案しても、法人が書面による上記の通知をしたのみで団体交渉の開催に一切応じていないことに正当な理由があったということはできない。

⑸　結論

以上のとおり、本件要求事項は義務的団体交渉事項に当たるところ、法人は、本件団体交渉申入れに応じていない。そして、法人が団体交渉に応じなかったことについて正当な理由があったということはできないから、法人が本件団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たると認めるのが相当である。

５　命令書交付の経過

⑴　申立年月日　　令和６年11月18日
⑵　公益委員会議の合議　令和８年９月15日
⑶　命令書交付日　　令和８年11月19日